

内容

要旨	1
解説	2
1. 電子提供の方法	2
2. 招集通知（アクセス通知）	3
3. 書面交付請求	4
4. 定款変更の要否とその時期	4
5. 登記	7
6. 電子提供措置を実施する株主総会までに検討しておきたい事項	7

要旨

現行の会社法では、株主総会招集通知をはじめ、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類（定時総会の場合）等の株主総会関連書類は、書面で提供するのが原則となっています¹。

これに対し「電子提供措置」とは、定款の定めにより、株主総会招集通知（後述のとおりその内容はウェブサイトへのアクセス情報など限定的なものであり「アクセス通知」と呼称する方が適切です。）は書面で提供し、従来の招集通知記載事項、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告等を、自社のウェブサイトなどで提供する方法です。なお、アクセス通知に加えて、議決権行使書面を書面で提供することは可能であり、実務は、この方法による例が多くなると予想されています。

この電子提供措置制度は、2022年9月1日から施行されます²。当該施行日に株式を上場している会社（振替株式を発行している会社）は、定款変更をしなくても電子提供措置をとる定款変更をしたものとみなされ、2023年3月1日以降を会日とする株主総会から電子提供措置を行うことになります。

なお、電子提供措置を行う場合でも、株主から請求があったときは、当該株主に対しては、電子提供に付した事項を書面（交付書面）にして交付する必要があります。これは大部の書面になり得るのですが、定款に定めを置くことで、その記載事項の一部を省略することができます。そして、この意味での定款の定めについては、みなし制度がないため、各社が、予め定款変更手続きを行っておく必要があります。6月総会の会社が、2023年6月の定時株主総会（＝電子提供措置必要）から交付書面の記載事項を省略したいと思うなら、その前、たとえば、2022年6月の定時株主総会にて、電子提供措置に関連する定款変更を決議しておくことになります。

¹ 例外として、株主の承諾があるときは、これらの提供を電磁的方法により行うことができますが（会社法（令和元年法律第70号による改正後のもの。以下本稿で同じ。）299条3項、同301条2項、同302条2項、会社法施行規則（令和2年法務省令第52号による改正後のもの。以下本稿で同じ。）133条2項2号等）、多数の株主の承諾を得ることは容易ではなく、さほど利用されていません。

² 令和三年政令第334号

解説

1. 電子提供の方法

(1) 原則的な措置

定款上、電子提供措置をとる旨を定めた株式会社の取締役は、当該会社が取締役会設置会社である場合、あるいは書面投票や電子投票を行う場合には、株主総会の日の3週間前の日（この日より先に招集通知を発した場合は、招集通知を発した日）から、株主総会の日後3カ月を経過する日までの間、以下の各事項について、電子提供措置をとらなければなりません³。

① （従来の）招集通知記載事項

ア. 株主総会の日時及び場所

イ. 株主総会の議題（目的事項）

ウ. 書面投票ができる場合はその旨

エ. 電子投票ができる場合はその旨

オ. 法務省令が定める事項（たとえば、書面投票や電子投票の行使期限、賛否の記載がない場合の取扱いなど）

② 書面投票を行うときは、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

③ 電子投票を行うときは、株主総会参考書類に記載すべき事項

④ 取締役会設置会社の定時株主総会の場合は以下の事項

ア. 計算書類及び事業報告に記載・記録された事項（監査報告・会計監査報告含む）

イ. 連結計算書類に記載・記録された事項（会計監査人設置会社の場合）

⑤ 株主提案に係る議案の要領の電子提供措置の請求があった場合、その議案の要領

⑥ ①から⑤の事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

なお、⑥は、電子提供措置をとった事項に修正が生じた際には、当該ウェブサイト上で修正ができることを前提としています。上記のほか、連結計算書類に係る会計監査報告・監査報告についても電子提供措置をとることができます⁴。

(2) 二つの例外措置

上記の原則に対する例外として、招集通知に際して議決権行使書面を書面で株主に交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項については、電子提供措置をとることを要しません⁵。議決権行使書面には、各株主の氏名・名称や議決権の数を記載する必要があるため⁶、当面の実務では、議決権行使書面は従来どおり書面を交付することになると考えられます。

例外の二つ目として、金融商品取引法上、有価証券報告書の提出義務を負う株式会社が、電子提供措置

³ 会社法325条の3第1項

⁴ 会社法施行規則134条3項

⁵ 会社法325条の3第2項

⁶ 会社法施行規則66条1項5号

を開始すべき日までに EDINET による有価証券報告書の提出を行う場合、同報告書に記載した事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く）については、電子提供措置をとることを要しません⁷（以下「EDINET の特例」といいます。）。もともと、有価証券報告書の早期開示はさほど進んでいないため、この特例が利用される例は当面は多くはないと思われま

す。なお、例外が認められるのは、上記の二つの場合だけです。たとえば、招集通知と同時に、株主総会参考書類の記載事項等を記載した書面を任意に株主に提供すること（いわゆる「フルセット・デリバリー」）は自由ですが、それによっても、当該記載事項について電子提供措置の義務を免れるわけではないので注意が必要です。

(3) 電子提供の方法

電子提供措置は、電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であり、具体的には、自社ホームページ等のウェブサイトにて、提供すべき書類の内容をアップロードして、株主がダウンロードし、プリントアウトできるようにすることを意味します⁸。株主だけが情報の提供を受けることができればよいので、たとえばウェブサイト上のファイルにはパスワードを設定し、当該パスワードを招集通知に記載して株主に知らせ、株主に限りアクセスできるようにすることも考えられます。電子公告の場合に要求される調査機関による調査⁹は要しません。

2. 招集通知（アクセス通知）

電子提供措置をとる必要のある株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日から2週間前（公開会社でない会社であっても同じ）までに、株主に対し、書面により（株主の承諾がある場合は電磁的方法により）、招集通知（アクセス通知）を発しなればなりません¹⁰。前述のとおり、電子提供措置は、株主総会の日から3週間前の日から行う必要があるため、二つの期限の間には1週間のタイムラグがあります。

この招集通知（アクセス通知）に記載等しなければならない事項は、株主がウェブサイトアクセスすることを促すために重要な事項に限定されており、具体的には以下の通りです¹¹。

- ① 株主総会の日時及び場所
- ② 株主総会の議題（目的事項）
- ③ 書面投票ができる場合はその旨
- ④ 電子投票ができる場合はその旨
- ⑤ 電子提供措置をとっている旨
- ⑥ EDINET の特例を利用しているときはその旨
- ⑦ 電子提供措置のウェブサイトのアドレスや、これに到達するために必要な情報（パスワード等）
- ⑧ EDINET の特例を利用しているときはそのアクセスに必要な情報

⁷ 会社法325条の3第3項

⁸ 会社法325条の2、会社法施行規則95条の2

⁹ 会社法941条

¹⁰ 会社法299条1項2項

¹¹ 会社法325条の4第2項、会社法施行規則95条の3

3. 書面交付請求

(1) 書面交付請求の手続

インターネットへのアクセスができない株主への配慮として、電子提供措置がとられる際、希望する株主に対し、株主総会資料を書面で交付する仕組みが設けられます。

書面の交付を希望する株主は、当該株主総会の基準日が定められている場合は基準日までに、会社に対してその旨の請求をする必要があります¹²。いったん書面交付請求を行えば、その後の全ての株主総会について効力が生じるため、株主総会の都度、請求を行う必要はありません¹³。

(2) 書面の記載事項の省略等

適法に書面交付請求がなされると、取締役は、招集通知を発する際に、あわせて書面交付請求にかかる書面を、請求を行った株主に交付する必要があります¹⁴。

この書面に記載すべき事項は多岐に渡りますが、定款に定めることにより、情報の一部については交付書面への記載を省略することができます¹⁵。

上述のとおり、いったんなされた書面交付請求は、その後の全ての株主総会について効力が生じます¹⁶。会社としては請求があった株主をリスト化して対応する必要がありそうですが、具体的な対応については、証券代行とも協議すると良いでしょう。

4. 定款変更の要否とその時期

(1) みなし規定はあるものの

電子提供措置を利用するためには、予め定款にその旨を定めることが必要です¹⁷。ただし、振替株式を発行する会社は、当該定款の定めを置くことが義務付けられており¹⁸、かつ、電子提供措置の施行日において振替株式を発行している会社は、当該定款の定めを設ける定款変更の決議をしたものとみなされます¹⁹。したがって、いずれにせよ、既存の上場会社は電子提供措置を行うこととなります。

¹² 会社法325条の5第2項括弧書

¹³ 振替株式発行会社の場合でも、書面交付請求権の行使にあたり個別株主通知は要しません。株主名簿上の株主であれば、直接会社に対して請求することができます。他方、株主名簿の記載がない株主（前回の総株主通知より後に株式を取得した株主）の場合、会社に対して自己が株主であることを対抗できません（会社法130条1項）。そこで、株主は、直近上位機関（その株主が証券口座を開設している証券会社等）を経由して書面交付請求をすることができるよう手当てがされています（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第2項）。

¹⁴ 会社法325条の5第2項

¹⁵ 会社法325条の5第1項3項。定款の範囲内で、具体的にどの記載を省略するかは、株主総会ごとに、その招集に関する取締役会で決議することになります（会社法298条1項5号、会社法施行規則63条3号ト）。

¹⁶ これに対し、会社のイニシアチブで書面交付請求の効力を消滅させる方法も定められています。すなわち、書面交付請求がされた日から1年を経過したときは、会社は、当該請求を行った株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、異議がある場合には一定の期間（ただし、一カ月を下ることはできない）内に異議を述べるべき旨を催告することができます。当該期間内に株主から異議が述べられない場合、期間を経過したときに書面交付請求の効果は消滅します（会社法325条の5第4項5項）。

¹⁷ 会社法325条の2

¹⁸ 社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項

¹⁹ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）10条2項

他方、上述のとおり、書面交付請求があった場合に交付する書面の記載事項の一部については、定款の定めを置くことにより記載を省略することができますが²⁰、この意味での定款変更にはみなし規定はありません。そのため、書面交付請求に対応する定款変更を予め行う上場会社は少なくないと予想されます。そして、どうせ定款変更を行うのであれば、電子提供措置を導入するための定款変更も同時に行うのが合理的です。

(2) 定款変更の実施時期

定時株主総会で、電子提供措置に対応した定款変更を行うと仮定した場合、どの時点の定時株主総会で決議すべきでしょうか。

まず、電子提供措置は、令和4年（2022年）9月1日に施行されます。

そして、電子提供措置の施行日において振替株式を発行している会社は、経過措置により当該定款を定めたものとみなされますが²¹、このみなし規定の適用された会社は、株主総会の日が、電子提供措置の施行日から6カ月以内の日である場合、その株主総会の招集手続は「従前の例による」、つまり、電子提供措置をとりえないこととされており²²、注意が必要です。

その結果、6月総会の上場会社の例で考えれば、2022年6月の定時株主総会は、電子提供措置は未施行なので、同措置は実施しませんが、2023年6月の定時株主総会は、電子提供措置の実施が必要となります。

そこで、当該2023年6月の定時株主総会の書面交付請求に対応したいと考えるなら、それ以前、たとえば、前年である2022年6月の定時株主総会で定款変更を実施しておく必要があるわけです。

(3) 定款変更の内容

電子提供措置をとる旨の定款は、文字通り「電子提供措置をとる」旨を記載すれば足りる²³。また、書面交付請求対応としての定款変更は、参考書式（後掲）の「変更案」第15条第2項のように、省令に従って交付書面の記載を省略できる旨を記載すれば足りる。なお、参考書式は、以上の定款変更が電子提供措置の施行日から効力を生じるよう、附則1項で対応しています。

また、多くの上場会社は、現行の会社法でも認められる、いわゆるウェブ開示²⁴に関する定款の定めを置いています。電子提供措置の適用により、ウェブ開示は不要になると考えられ、これに関する定款の定めも同時に削除することが考えられます。参考書式は、この削除も行う例となっています（参考書式の「現行定款」第15条参照）。この定款変更も、電子提供措置の施行日から効力を生じさせることが考えられます（参考書式の「変更案」附則1項）。ただ、電子提供措置の施行日（2022年9月1日）から6カ月以内に株主総会（臨時株主総会含む）を開催する場合を考えると、電子提供措置を実施しない²⁵う

²⁰ 会社法325条の5第1項3項

²¹ 整備法10条2項

²² 整備法10条3項括弧書

²³ 会社法325の2第1項

²⁴ 会社法施行規則94条1項、同133条3項、会社計算規則133条4項、同134条5項

²⁵ 電子提供措置の施行日以前に同措置実施のための定款変更を行った会社は、整備法10条3項の「前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社」に該当せず、したがって当該施行日から6月以内を会日とする株主総会で、電子提供措置を行うことも妨げられないと解する余地はありそうですが、立法担当者は、整備法10条3項は予め定款変更を実施した会社にも適用されるものと解しています（神田秀樹ほか「座談会令和元年改正会社法の考え方」商事法

えに、従来のウェブ開示もできなくなってしまうと、株主に送付する株主総会資料が大部になってしまいます。そこで、参考書式の「変更案」附則2項は、施行日から6カ月以内に開催される株主総会との関係では、定款上のウェブ開示の根拠規定の効力を維持する旨を定めています。

【参考書式】

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅</p>

(出所：全国株懇連合会「株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正について」(2021年10月22日))

5. 登記

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合、その定めを登記する必要があります²⁶。みなし規定による定款変更の場合も、登記については個々の会社で行う必要があります。ただし、登記をすべき期間には配慮がされており、電子提供措置の施行日から6カ月以内、つまり2023年2月末までに(ただし、それまでに他の登記をするときはその登記と同時に)、本店所在地で登記する必要があります²⁷。

6. 電子提供措置を実施する株主総会までに検討しておきたい事項

上述のとおり、電子提供措置の実施は2023年3月1日以降を会日とする株主総会からとなります。まだ時間的余裕がありますが、念のため、電子提供措置を実施する際の検討事項として考えられるものを列挙します。

① アクセス通知等の提供方法

上述のとおり、当面はアクセス通知と同時に議決権行使書面を書面で提供する例が多くなると予想されています。ただ、議決権行使を促進する観点からは、両書面の法定記載事項は限定的に過ぎると考えるなら、たとえば、任意に議案に関する簡単な説明を付記するとか、あるいは(会社負担を軽減する改正法の趣旨に沿わないようにも思われますが)従来の株主総会参考書類等の情報すべてを書面で提供してしまう(フルセット・デリバリー)といった対応も考えられます。

② シナリオの改訂

従来の総会シナリオは、書面で招集通知が株主に届いていることを前提として作成されています(「お手元の招集ご通知の○ページをご覧ください」といった表現)。これを見直す必要があります。あるいは、総会当日に何等かの説明書面を配布する、などの対応も考えられます。

③ 電子提供措置に供する書類の内容

電子提供措置に供する書類については、書面での提供が原則として不要となる分、印刷コストを気にかける必要性は減じることとなります。そこで、従来よりもデザイン性の高い資料にするとか、任意の提供情報を増やして書類の内容を充実させる、などの動きが生じる可能性があります。

④ 準備スケジュールの見直し

電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日(この日より先に招集通知を発した場合は、招集通知を発した日)から実施する必要があります²⁸。株主総会招集の取締役会も当該期限までに実施する必要があるため、会社によっては、従来の株主総会準備スケジュールを見直す必要が生じます。

2022年2月7日

弁護士 島村 謙 (鳥飼総合法律事務所)

²⁶ 会社法911条3項12号の2

²⁷ 整備法10条4項5項

²⁸ 会社法325条の3第1項